

# 群馬県適正化通信 NO.18

## 新たに雇い入れた者に対する指導及び適性診断の受診について

安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者に対し、下記の手順により確認をし該当する指導及び適性診断の受診をお願いします。

1. 当該運転者については、当該事業者において初めてトラックに乗務するまでに、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴（少なくとも過去3年間の事故歴）を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認する。ただし、証明書等の取得に時間を要する場合には、当該証明書の取得のための申請が行われたことを確認した後において、トラックに乗務させても差し支えない。（以下、**事故惹起者**という。）（2009/10/1より実施）
2. 当該運転者について、当該事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者によって運転者として常時選任されたことがあるか否かを確認する。合わせて、前3年間に初任診断を受診し受診結果があるか否かを確認する。（以下、**初任運転者**という。）
3. 当該運転者について、65歳に達しているか否かを確認する。（以下、**高齢運転者**という。）
4. 上記（1. 2. 3）を確認し当該運転者に対して該当する指導及び適性診断の受診をさせる。
  - （1）事故惹起者……①
  - （2）初任運転者（採用前3年間に緑ナンバーの経験なし・初任診断の受診なし。）……②  
初任運転者（採用前3年間に緑ナンバーの経験なし・初任診断の受診あり。）……③  
初任運転者（採用前3年間に緑ナンバーの経験あり・初任診断の受診なし。）……④  
初任運転者（採用前3年間に緑ナンバーの経験あり・初任診断の受診あり。）……なし
  - （3）高齢運転者に該当する場合……⑤

### ●早見表

|           | 指 導 | 適 性 診 断 |     |
|-----------|-----|---------|-----|
| 事 故 惹 起 者 | ①   | 特 定 診 断 | ①   |
| 初 任 運 転 者 | ②・③ | 初 任 診 断 | ②・④ |
| 高 齢 運 転 者 | ⑤   | 適 齢 診 断 | ⑤   |

- ※1. 初任運転者が事故惹起者に該当する場合には、特定診断の受診をもって初任診断を受診したものとみなして差し支えない。
2. 初任運転者が65歳以上である場合には、適齢診断の受診をもって初任診断を受診したものとみなして差し支えない。
3. 初任運転者が事故惹起者に該当し、かつ、65歳以上である場合には、特定診断の受診をもって初任診断及び適齢診断を受診したものとみなして差し支えない。
4. 指導については、当該運転者に該当する指導をそれぞれ実施し、記録保存をお願いします。（教育内容については、既に配布済みの指導実践マニュアル・適正化通信No.5を参照願います。）

・詳しくは添付資料を参照して下さい。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821

## ●事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（注）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者を事故惹起運転者という。

（注）自動車損害賠償保障法施行令

### 第5条第2号 次の傷害を受けた者

- イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの
- ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
- ハ 大腿又は下腿の骨折
- ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
- ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のももの

### 第5条第3号 次の傷害（前号イ～ホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者

- イ 脊柱の骨折
- ロ 上腕又は前腕の骨折
- ハ 内臓の破裂
- ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のももの
- ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害

### 第5条第4号 11日以上医師の治療を要する傷害（第2号イ～ホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者